

平成24年度 農業委員会活動方針・活動計画

活動方針

十勝の農業は、畑作・畜産を主体に生産性の高い専門的な経営を目指して発展し、我が国の食糧基地として、食料の安定供給と地域の経済社会を支える重要な基幹産業としての役割を果たし、住民生活の安定・向上に大きく貢献しております。

しかし農業農村を取り巻く状況は、農畜産物の価格低迷、担い手の確保など多くの課題がある中、政府がTPP(環太平洋経済連携協定)交渉参加に向けた協議に入るなど数多くの課題を抱えています。

食の安全・安心性が問われるとともに世界の食糧事情を踏まえて、国では食料・農業・農村基本計画において食料自給率を50%まで引き上げることが目標とし、昨年「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が作成されました。これらの政策目標である持続的で力強い農業構造を実現するため、北海道農業が中心となり、十勝農業がその中核をなす中で、本町農業はその重要な役割を担う立場にあるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ本町農業委員会は、農業・農民を代表する唯一の公的機関として、地域農業の確立に向けて関係機関・団体との連携を密にし、将来の農業経営に展望がもてるような農地

制度及び農地行政や構造政策の推進と、農業委員会活動・組織の体制充実が図られるような要望・要請活動を継続的に取り組み、自らの役割と責務を果たして参ります。

〔重点事項〕

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えましょう。
- 2 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者に対し農地の利用集積等に努めるとともに、地域農業の構造改革を推進しましょう。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行いましょ。
- 4 農業者年金制度の普及を図り、経営移譲年金の受給のための適切な指導に努めましょう。
- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進しましょう。
- 6 遊休農地の利用を増進するため、地権者に有効利用のため必要な指導を行いましょ。

活動計画

1 農地の有効利用事業

- (1) 農地相談の実施
農業委員は、地域において常に

相談活動を実施しましょ。また、助言・指導に努めましょ。

- (2) 農業生産法人調査と法人化の推進
農業生産法人の調査及び農業経営の法人化を推進しましょ。
- (3) 農地転用適正化の実施
転用許可済み農地の調査確認と、無断転用の防止に努めましょ。
- (4) 贈与税等の納税猶予制度
2月に、新規適用者及び3年継続者に対する適正な指導を行いましょ。

2 農地調整事業

- (1) 農地の利用調整事業の推進
農業委員は、日常的に農地の掘り起こし活動を進め、その情報を提供しましょ。また、農地の移動を調整し健全な農業者の育成を図りましょ。
- (2) 認定農業者制度の定着
認定農業者に対し、農地の利用集積の支援をしましょ。

3 担い手育成確保事業

- (1) 簿記記帳の指導
企業の経営感覚を養成するため、複式簿記の普及・推進を図りましょ。また、自立経営育成協議会活動を支援しましょ。
- (2) 制度資金活用の推進
必要に応じて有効かつ適正な利用ができるよう指導を行いましょ。
- (3) 家族経営協定の推進

家族経営協定の推進を行いましょ。

4 農政及び農業振興

- (1) 要望・建議
行政機関に対する要望・建議を行いましょ。
- (2) 作況調査の実施
実施については、関係機関と連携を図り検討しましょ
- (3) 制度資金の活用
必要に応じて有効かつ適正な利用ができるよう助言を行いましょ。

5 農業者年金業務の推進

- (1) 農業者年金制度の普及
農業者年金制度の普及を図りましょ。
- (2) 経営移譲の指導相談
農業者年金協議会と共催で、受給予定者を対象に経営移譲年金相談会を開催し、指導相談を行いましょ。
- (3) 農業者年金協議会との連携による年金業務の推進
関係機関と連携をとりながら年金業務を推進しましょ。

6 財団法人幕別町農業振興公社との連携

- (1) 農地の利用調整、遊休農地化の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めましょ。

7 情報活動の強化

- (1) 農業委員会だよりの発行
(年2回発行 3月・10月)
- (2) 農年協だよりの発行
(年1回発行 7月)
- (3) 全国農業新聞の普及拡大
営農に役立つ農業新聞の普及拡大に努めましょう。

8 農業委員・職員研修の実施

- (1) 研修等の参加及び実施
各種研修会、講演会へ積極的に参加しましょう。
- (2) 学習会の実施
日常業務等の学習会を必要に応じて開催しましょう。

体制の充実

1 農業委員会総会等の開催

- (1) 総会の開催
① 毎月、月末頃開催しましょう。
- ② 農地の移動及び転用等に係る審議、又は協議をしましょう。

(2) 三役会議の開催

- 必要に応じて開催しましょう。
- (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

2

- ① 必要に応じて開催しましょう。
 - ② 委員会から付託された事務又は事柄の調査・研究を行います。
- 1月に農業委員選挙人名簿の確認整備をしましょう。



農地法第30条の規定では、農業委員会は毎年1回、区域内の農地利用状況について調査を行うことになっております。

農業委員会では毎年9月を農地パトロール月間と定め農地パトロールに合わせ農地の利用状況調査を行い、1年以上作付けが行われない遊休農地の把握や利用増進の指導などを行います。

国は食料・農業・農村基本計画で10年後のわが国の食料自給率を50%としました。このため、食料自給率目標を達成するため10年後の農地確保する面積を461万haで、これは平成21年の同じ面積であり、農地転用の厳格化や遊休化未然防止と耕作放棄地の再生などにより農地を確保することにあります。



農業者年金相談会

農業者年金の受給・手続き方法などについて、北海道農業会議から講師を招き、講演と個別相談会を開催します。

- ◆日時 平成24年12月7日(金) 午後1時30分～
- ◆場所 町民会館2階講堂(忠類地域の方は、総合支所から会場まで送迎します。)
- ◆申し込み 事前に農業委員会へ申し込みください。
個別相談を希望される方は、申し込み時に申し出ください。
- ◆申込期限 平成24年12月3日(月)
- ◆問い合わせ・申込先 幕別町農業委員会 ☎【幕】54-6625 忠類支局 ☎【忠】8-2111

みなさん農業者年金に加入しましょう!!

事務局職員の体制

平成24年4月1日付で人事異動がありましたので職員体制をお知らせします。

- 事務局長 野坂正美
- 農地振興係 係長 鯨岡健
- 主査 樫木良美
- 主事補 川本貴士
- 忠類支局長(経済建設課長兼任) 細澤正典
- 農地振興係 係長 伊藤憲彦

各種申請は毎月10日

農地法に基づく各種許可申請(農地の売買・転用など)および地目の現況証明願などの締切日は、毎月10日となっております。(閉庁日は直前の開庁日)書類を完備のうえ、農業委員会へ申請ください。

農業の状況

- 農家戸数 597戸
- 農家人口 1,781人
- 農地面積 20,753ha

平成24年4月1日現在